厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)) (総括)研究報告書

若年性認知症と高次脳機能障害者の社会保障のあり方に関する調査研究 研究代表者 八重田 淳 所属 筑波大学人間系

研究要旨

本研究は、働き盛りの世代に発症する若年性認知症と高次脳機能障害等を対象と した国内外実態調査を行い、中途障害者の社会保障と就労支援と合わせた総合的なリ ハビリテーション対策を検討し、具体的な支援モデルの提示までを行うことを目的と した、最終年度である平成28年度には、4月11日にリハビリテーションインターナシ ョナル復職国際セミナーを開催し、米国、ドイツ、インド、ニュージーランド、フィ ンランド,そして我が国の研究者を迎え,当該研究課題に関する各国の現状と課題に ついて討議した結果,共通課題として早期発見システム化の課題が挙げられた.7月 28日-31日には,高次脳機能障害の社会心理的リハビリテーションとレジリエンスに 関する米国研究者との国際研究ネットワーク会議を通し,家族全体の適応支援,職場 継続支援の早期開始,社会保障制度に対する安心感が重要であることを確認した.平 成28年10月21-28日には,国際・学際的研究状況及び英国若年性認知症の社会的ケア とネットワーク化のためにリハビリテーションインターナショナル国際会議に参加 し英国アルツハイマー協会の協力を得て、平成29年1月に開催した若年性認知症国 際シンポジウムの内容を決定することができた.さらに,本年度は復職支援を有効に する手立ての一つとして、高次脳機能障害者の就労支援の有効性を評価する尺度に焦 点を当て,海外で使われているWorkability Support Scale(WSS)の日本語版を作成 した.尺度の妥当性と信頼性については,今後の継続研究課題として残された.また, 平成29年1月13日に若年性認知症ネットワーク研究会議と国際シンポジウムを開催 し,当事者団体によるネットワーク化の重要性と今後の国際活動普及について日英で 合意を得ることができた.また今年度は平成28年度3月に全国の特例子会社405箇所 を対象とした郵送調査票の回収及び分析を行い,若年性認知症,高次脳機能障害,発 達障害,難病者の社会保障制度に対して国に望むこと等を把握した.有効回答数125 社(回収率は31%)のデータを分析した結果,特に障害の4症状(若年性認知症,高 次脳機能障害,発達障害,難病)のうち,最も雇用が進展しているのは発達障害であ り,57社の企業が同症状を持つ従業員を雇用していること,22社が高次脳機能障害を 持つ従業員を雇用し、17社が難病患者を雇用していること、若年性認知症を持つ従業 員を雇用している企業は1社のみであり、その雇用数はわずか1名であることが判明 した.

研究分担者

駒村康平・慶應義塾大学経済学部 教授

A. 研究目的

本研究は,40代~50代という働き盛りに発症し得る若年性認知症及び関連生涯としての高次脳機能障害等を対象とした国内外における現状と課題を把握し,中途障害者の社会保障制度を整備するための基礎資料を得ることを目的とした.

平成 26 年度には,若年性認知症と高次脳機能障害に関する国内外の情報収集を行うための文献研究及び国内外専門家へのヒアリングを,平成 27 年度には高次脳機能障害の医療から就労への移行における医療機関の役割調査,働く高次脳機能障害の子どもを持つ親を対象とした就労実態調査を,平成 28 年度には,若年性認知症と高次脳機能障害者の社会保障を就労支援により補うための事業主雇用ガイドラインの策定を行った.

ここでは,平成 28 年度の研究成果を 報告する.

B. 研究方法

平成28年度は,(1)リハビリテーションインターナショナル復職国際セミナー,(2)高次脳機能障害者に対する就労支援のための評価尺度の開発,(3)英国における若年性認知症支援の取り組み(認知症にやさしい職場づくり-雇用者のための実践ガイドーの翻訳,当事者・家族・地域住民・研究者・サービス実践者・行

政関係者を対象とした若年性認知症日英ネットワーク国際会議),(4)全国の特例子会社404社を対象とした若年性認知症・高次脳機能障害者の就労支援に関する郵送調査の再分析 (5)障害者の所得等に社会保障制度,雇用が与える影響に関する既往データの再分析を行った.

(倫理面への配慮)

所属教育機関の研究倫理委員会による承認を得て調査を実施した.なお,資料掲載については本人より合意を得た.

C.研究結果

(1)リハビリテーションインターナシ ョナル復職国際セミナー(研究協力者: Madan Kundu, Southern University, USA; A.K. Mukherjee, Indian Spinal Injuries Centre, India; Viejo Notkola, University of Helsinki, Finland; Anne Hawker, The Ministry of Social Development, New Zealand; Susan Parker, Past Secretary General, Rehabilitation International, USA; jur Friedrich Mehrhoff, German Social Accident Insurance, Germany; Martin Grabois, Baylor College of Medicine, USA; 春名由一郎、高齢・障害・求職者雇用支 援機構障害者職業総合センター:砂見緩 子, 帝京大学; 橋本絵美, 帝京大学医学部 附属病院;小泉香織,さがみリハビリテー ション病院)

平成28年4月11日に,若年性認知症と高次脳機能障害者の就労支援に関する国際動向の把握と我が国における現状と課題を探るための復職(Return To Work)国際セミナーをリハビリテーションイン

ターナショナルとの共催により開催した. 国際シンポジストはアメリカより3名, ドイツ1名,インド1名,ニュージーラ ンド1名, フィンランド1名, 日本2名 の計9名であり,厚生労働省職業安定局 雇用開発部障害者雇用対策課尾崎俊雄課 長より開式挨拶を頂き、アメリカのサザ ン大学教授でリハビリテーションインタ ーナショナル就労雇用委員長である Dr. Madan Kundu の司会進行により, 各国に おける若年性認知症と高次脳機能障害者 の復職支援に関する現状と課題に関する 発表による情報を得た.以下は,シンポ ジストによる資料から得た知見について、 原典を尊重し表記説明したものである (出典等については翻訳したプレゼンテ ーション資料を参照のこと).

1)インド

インドでは交通事故による脳外傷が 2020 年の推計では原因-死亡の第2位で あり,年間5500億ルピーの医療費がかか っている.このうち,非貧困層に対する 支出が平均 27,000 ルピーであるのに対し, 貧困層では,わずか6~25,000 ルピーと 推計されていることが問題視されている. 13 億人口のインドにおける道路交通事故 による外傷性脳損傷の発生頻度は世界平 均以上であり,中国の2倍である.外傷 性脳損傷(TBI)は世界的な健康問題であ リ,TBI は外傷死の中で最も多い死亡原 因である. TBI の発生率は 10 万人中 160 人(1億6000万人とされ,死亡率は10 万人に 20 人の 20 万人とされている.リ ハビリテーションサービスの利用率は低 く,身体状態の改善のみを目標とする場

合がほとんどであるため,主なサポート源は家族というのが現実である.瞑想やヨガによる TBI 治療も行われているが,プログラム実施期間は 10-12 週間で,TBI患者の穏やかな心の回復,認知機能の改善,神経心理学的効果を期待したリハビリテーションが実施されている.医学的リハビリテーションさえ十分に行い得ていない現状では,退院後の就労と福祉制度の活用に至らないケースが多い.

2)フィンランド

国際リハビリテーション協会フィン ランド委員会 (Rehabilitation International Finnish Committee: RIFI), 国際リハビリ テーション協会ポリシー・サービス委員 会 (RI Policy and Services Commission)及 び国際リハビリテーション協会労働・雇 用委員会(RI Work and Employment Commission)は,2015年春,ヘルシンキ にて欧州各国における復職に関する専門 能力開発ワークショップを組織した、こ のセミナーの結論として, すべての欧州 諸国で重要な課題となるのは労働人口の 雇用可能性を維持するための連携による リハビリテーションであるとされた.慢 性疾患及び傷害を有し,重度の障害を伴 う危険性があり,障害年金に依存してい る被雇用者には,早期介入,全体的ケー スマネジメント,個人個人に合わせた持 続可能な職業斡旋対策が必要となる.

世界的な状況として,50歳以上の人口が劇的に増加すると予想される.世界人口推計(UN 2010)によると,中国で50歳以上の人口が全人口に占める割合は2030年代の終わりですでに欧州と同じレ

ベルに到達すると見込まれる.欧州では 人口の高齢化はこれまでも問題視されて きており,今なお問題になっている.こ のような問題は,今後中国,インド,米 国でも重要視されるようになると思われ る.インドがこのような人口の高齢化に 見舞われる時期は他と比べて遅れるであ ろう、復職に関する研究が欧州及び米国 で大いに増加している. Rollin 及び Gehanno の総説 (2012) によると、「4525 件の研究が特定された(欧州1100件,米 国 1005 件, その他 2420 件).」フィンラ ンドの経験に基づくと,健康上の問題を 抱える人々の再雇用を目指すには,経済 的利益に関する研究をさらに重ねる必要 がある.特に,復職モデルが機能してい ることや疾患(精神衛生,心血管疾患, 筋骨格系疾患)ごとに復職モデルをどう 変えていく必要があるのかを実証できる ようにするために,系統的な介入研究を 増やしていく必要がある.健康上の問題 を抱える人々を雇用する意思があるとい う雇用者側の姿勢にどのように変化又は 影響をもたらすかという点も,重要なテ ーマのひとつである.また,健康上の問 題を抱える人々が働くことができ,働く 意欲を持つようにするために我々はどの ように,どの程度サポートすることがで きるか(経済面又は他の側面,ケースマ ネジメント)ということも課題である.

3)ニュージーランド

ニュージーランドの初期認知症及び 脳損傷に対する支援体制として,事故に 遭遇したのかどうかか,または先天的に 障害を抱えているのか,若しくは後天的 に障害を負ったのかどうかに基づいた二 重の支援体制がある.その結果,障害支 援サービスの提供が2段階アプローチで 行われている.

事故に伴って外傷性脳損傷を受傷した場合は、他の原因で脳損傷を受傷した場合よりもリハビリテーションサービスを利用しやすい.最近の研究、特に政府全体にわたる一部の試験では、このような偏った状況への対応が試みられている.

この神経障害の原因又は病態を問わず、アウトカムを重視し、そのアウトカムを達成するための適切かつ明確な情報と単一の協調的な計画による利用者主体のアプローチを考案することを支持するエビデンスがある.

何らかの取り組みを行う上でさらなる調査が必要となる問題のひとつに合理的配慮がある.職場での合理的配慮の具体例は,人々の体験談から示されてきている.合理的配慮の成功に重要な要素は,障害を抱える人に自分のニーズを説明し,直属の上司との関係を維持又は確立できるだけのスキルを身に付けさせることである.

計画されたサービスが目的にかなったものであることを約束するために我々が何をすべきかについては,まだ答えが出ていない.

4)アメリカ

アメリカでは,後天性の脳損傷者は毎年350万人と推計されており,現在1200万人のアメリカ人が何らかの高次脳機能障害を抱えているとされる.後天性の脳損傷のうち,外傷性脳損傷者(TBI)は年間

250 万人であり,救急病院に搬送される 年間 220 万人の外傷性脳損傷者のうち, 28 万人が長期入院,5 万人が死亡してお リ,13秒に一人が何らかの外傷性脳損傷 による障害者となっているのが現状であ る.TBI による精神疾患,身体疾患は重 大な障復職阻害要因である.これを軽減 するためには, 医学的リハビリテーショ ンプロセスにおける職業リハビリテーシ ョンの早期執行,障害に優しい職場環境 の配慮,認知スキル訓練の提供,アシス ティブテクノロジーの介入と継続サービ スが有効とされている.この中で,科学 的根拠が実証されている援助付き雇用の さらなる推進が期待されている.復職支 援に有効な手立てとして存在する On-the-job 訓練 ,カウンセリングとガイダ ンス,職場定着支援,リハビリテーショ ンカウンセラーとの作業同盟の開発も全 米各地で手が届くサービスとする必要が ある.TBI の疫学調査研究とリハビリテ ーションサービスの介入効果研究を合体 し, 有効な社会保障制度を模索しなけれ ばならないが,多くの先行研究が残した 課題に対し、世界が共有、協力して取り 組む必要がある.

アメリカにおける 2010 年の TBI による経済的負担は,直接医療費及び間接医療費を含め,約 765 億ドルと推定されている.また,致死的な TBI 及び入院を必要とする TBI (多くは重症例)による負担は,TBI による総医療費の約 90%を占める.

TBIの職業リハビリテーションのアウトカム指標としては,年齢,損傷重症度又は職歴にかかわらず,有給雇用が目標

として最もよく挙げられるが, 有給雇用 は達成が最も困難な目標でもあり,受傷 前に雇用されていた者の半数以上が受傷 後 5 年の時点で就労していないというデ ータもある.雇用への介入は,TBI 者が 受傷前の競争的雇用の地位に復帰するこ と,新たな競争的雇用の地位を獲得する こと,今の競争的雇用の地位を維持する ことのいずれかを行う能力又は可能性を 高めることを目的している.これまでの エビデンスによると, 受傷後は失業率が 有意に上昇すると推察され, TBI の全国 調査は,受傷時点で雇用されていた人の 66%が受傷後1年,5年,10年の時点で も失業状態のままであると報告している. そのほか,職業リハビリテーションサー ビスを受けた消費者の全体的な雇用率は 32%であること,他の人種と比較してヨ ーロッパ系アメリカ人は競争的雇用率が 高いこと、症例に関する費用から、依頼 者に費やされる金額が多いほどリハビリ の成功率が高いこと,精神障害を合併し ている場合は雇用率が低いことなどが明 らかにされている.

また,再就職支援及び就業中のサポートを受けた場合は雇用率が2倍であること,交通手段は未成年者にとってはリスク因子であること,技術援助サービスの提供を受けたヒスパニック系では雇用率が4.7倍であることを示す研究結果もある.

社会保障としてのメディケア給付の 受給資格に関する知識があれば,労働阻 害要因を減らすことができる可能性もある.したがって,リハビリテーションの 専門家は,社会保障局及び各州の職業リ ハビリテーションサービス機関が実施している給付に関する相談及びファイナンシャル・プランニングに精通する必要がある.

より具体的なアプローチの一つが、カスタマイズ就業であり、これは、復職への解決策として有効である。カスタマイズ就業とは、「特定の個人と雇用者の間の雇用関係を雇用者のビジネスニーズを満たす方法で個別化することを自発的に交渉すること」で、「この交渉プロセスでは、職務、雇用条件、職務の遂行に必要なサービス及び支援、特定の求職者のニーズや特殊な状況に合わせた期待事項など、様々な領域について検討する」とされている。

求職者と雇用者の関係は個別的な関係であり、カスタマイズ就業は、雇用者がその個々の仕事に何を求めているのか、求職者が雇用者の求めにどう対応できるかを理解するために時間を割くことも含めたプロセスである.外傷性脳損傷や若年性認知症を抱える多くの人々は、競争的労働市場に適応するのが困難である.したがって、カスタマイズ就業の成功は、仕事がその人に相応しいものでなければならず、その人もその仕事に相応しいものでなければならないという理念を具現化することにかかっている.

さらに具体的なカスタマイズ就業の 方略としてジョブカービングと職務再構 成(ジョブ・リストラクチャリング)が ある.米国政府はカスタマイズ就業の展 開に資金を費やした理由は,以下の3点 に集約できる.

・ 障害を持つ労働年齢の人々の失業率

が非常に高かったこと

- ・ 労働局は国勢調査局とともに ,障害を 持つ人々の失業率を報告するために , 様々な対策を打ち出して検証したこ
- ・ その結果,認知障害を含め,重度の障害を持つ人々は就労継続率が低いという事実を数値的に把握することができたこと

米国労働省障害者雇用政策局は,カス タマイズ就業に関する質問事項を検証し, 新たな知見を下記のような項目に分類し ている.

- ・マーケティング
- ・原則及び指標の記述
- ・求職者の探索
- ・カスタマイズ就業の実践方法
- ・雇用者との交渉

障害を持つ人々の就業率を上昇させるための強力な法的根拠として存在する1990年アメリカ障害者法(ADA)では、公的機関、民間企業を問わず多くの雇用者に対し、適格な障害者がその職務の本質的機能を遂行できるように「合理的配慮」の提供を規定している、「配慮」は、雇用者にとって過度の負担となるものであってはならない。

ADA による国家雇用政策には,職務の「本質的機能」の明確化と「合理的配慮」という2つの重要な概念が含まれている.障害を持つ人は,合理的配慮の有無を問わず,基本的な職務を遂行する能力がなければならない.

「本質的機能」とは,その職務が存在 するおかげで,ある特定の機能を遂行す ることができることで,その職務は専門 性が高く,その職務を遂行する方法を把握している人がほとんどいない場合がある.一方,「合理的配慮」とは,職務,作業環境又は物事の通常のやり方を必要に応じて変更又は調整することである.

合理的配慮の具体例としては,求職プロセスの変更,障害を持つ従業員が職務の本質的機能を遂行できるようにするための作業環境の変更などである.例えば,(1)障害を持つ人々が既存の設備資産や通信機器を利用しやすく,使用できるようにする;(2)作業スケジュールを修正する,新機種の購入など職務用の設備や機器を変更する;(3)適切な資格を有する音読者や通訳者を提供すること等である.最後に合理的配慮に関する資源をリストアップする.

・職業配慮ネットワーク(JAN)

www.jan.wvu.edu

・米国雇用機会均等委員会(EEOC)

www.eeoc.gov

• ADA Disability and Business Technical Assistance Centers

www.adata.org

・米国労働局障害者雇用政策局

www.dol.gov/odep

5)ドイツ

ドイツの社会災害保険の柱として,労働災害及び業務上疾病後の復職,加入者である330万の企業との密接な接触,職場の安全衛生及びリハビリテーションに対する責任があるが,リハビリテーションには,急性期治療,医学的リハビリテーション及び社会参加が含まれる.ドイツの社会保障制度では,請求を補償し,

年金を給付するだけの状態から,積極的なリハビリテーションプログラムに向けて構造とプロセスを創出する状態へのパラダイムシフトを尊重している.この中で,復職戦略としては,職場に近い予防策によって,障害管理プログラムを国,企業,保険者及びサービス提供者に引き付けるものである.

ドイツでは,雇用者の責任を明確にするアプローチが取られている.2004年からの新たな法的義務として障害管理(障害者雇用管理)が追加された.すなわち,雇用者は,従業員が年6週間を超えて疾病状態にあり,かつ頻繁に,又は繰り返し欠勤する場合次の場合に,「障害管理」の手続きを提案しなければならない.

連邦労働裁判所の判決(2007年)によると,雇用者は,障害管理プログラムを提案したことを証明できない場合,疾病を理由に従業員を解雇することはできないとしている.

今後,障害への補償から,積極的なマネジメント及び医師とケースマネージャーとの連携へのパラダイムシフトが求められており,復職の目標達成に向けたリハビリテーション戦略を含む法的なインセンティブの整備強化が課題である.

以上が,平成28年4月11日に開催された復職(Return To Work)国際セミナーで使用された資料を引用し,補足説明を加えたものである.ドイツの障害者雇用促進制度と社会保障制度,アメリカの職業リハビリテーションサービスシステムをモデルとして導入してきた我が国の歴史的経緯を振り返るなら,多くの諸外国も同様に課題としている高次脳機能障害

者と若年性認知症者に対する新たな社会 保障制度の枠組みは,ドイツ,アメリカ の取り組みのほかに,まずはサービスの アウトカム指標を探ることが先決である.

以上が各国からの当該研究に関する 報告をまとめたものである。資料1に当 日配布資料を翻訳したものを合意を得た うえで掲載した。 (2)高次脳機能障害者に対する就労支援のための評価尺度の開発(研究協力者:新潟リハビリテーション大学医療学部,北上守俊)

高次脳機能障害者の就労支援サービス効果をどのように測り得るかについては,既存の尺度 Work-ability Support Scaleの日本語版の作成を行った.

高次脳機能障害者の就労率は45.3% で,発達障害(67.7%)や知的障害(65.3%) 等.他の障害種に比し低い現状にある(春 名ら 2011) 医療機関における就労支援の 現状として,高次脳機能障害に特化した 就労支援を実施している医療機関は2005 年の調査では13.2%,2015年の調査では 20.0%とやや増加傾向にあるが,まだ一 部の医療機関に限られている(田谷ら 2016).一方で若年の脳卒中患者が増加し ているとの報告(豊田 2010)や地域障害 者職業センターへの来所件数が増加傾向 にある(田谷ら2014). これらの現状か ら高次脳機能障害者の就労支援の社会的 ニーズは高まりつつあるが支援体制の不 十分さが伺える.また,就労支援のアウ トカムに関する国内での研究は,近年の 文献レビューからは確認出来なかった (岩重ら2012).

これらのように,就労支援の実態に関する研究報告は散見しているが,アウトカムに関する研究は乏しい.その原因として,簡便かつ定量的に評価するツールが無いことが一因であると推察される.

そこで本研究では,2013年に国外で開発された職業リハビリテーションの新しい評価方法である Work-ability Support Scale (以下, WSS)(Fadyl J et al 2015)

の日本語版を開発することを目的とした. WSS の英語版は既に信頼性・妥当性の検証 が実施されたツールである(Turner-Stokes Let al 2014).

WSS の翻訳作業は,翻訳業者によるバックトランスレーションを行なったものを原著者に送付し,内容の妥当性に関する確認を受け完成させた.調査期間は,2016年9月28日~2016年11月8日である.

その結果, WSS は, Part A と Part B の 2 部で構成され ,Part A は身体機能や認知 機能等の 16 項目, Part B は個人特性や職 場環境等の12項目からなる.従来の評価 方法に含まれてこなかった家族のサポー トの有無や職業リハビリテーションサー ビス利用の有無,職場環境等の評価項目 **も含まれている**. Part A の採点は ,1 点~ 7点の7件法で行い Part B は 1点・0点, - 1 点の 3 件法で実施する(次頁参考資 料1;就労支援のための評価尺度 The Work-ability Support Scale, WSS). WSS Ø 翻訳作業は終了したが、日本語版 WSS の 信頼性・妥当性の検証は未実施である. 今後,高次脳機能障害者を対象に尺度の 信頼性及び妥当性の検証を行う必要があ る.

なお,本研究は新潟リハビリテーション大学倫理委員会の承認を得て行われた(受付番号 103 平成 28 年 10 月 17 日).

(3)英国における若年性認知症支援の取り組み(研究協力者: 丹野智文,ネッツトヨタ仙台株式会社; 石原哲郎, 清山会医療福祉グループみはるの杜診療所; Janet Carter, University College, London and North East London NHS Foundation; Sarah Plummer, National Development Manager, Young Dementia, UK; Adrian Bradley, former National Programme Lead, Younger People with Dementia, Alzheimer's Society, UK; Tessa Gutteridge, Director of Young Dementia UK) 1)英国の職場における認知症の人々への支援プロセス

若年性認知症支援の進む英国のサービス モデルを参考とするために英国アルツハイ マー協会・英国若年性認知症協会を対象にヒ アリングを行った.英国アルツハイマー協会 が作成したガイドラインの一つに,雇用主が 若年性認知症の雇用に関する手引きをご紹 介頂いた.そこで,許可を得たうえでこの手 引き「認知症にやさしい職場づくり-雇用者 のための実践ガイド-」を翻訳し,今後の我 が国における同様のガイドラインづくりの 参考資料として提案することとした(資料参 照).

この「雇用者のための実践ガイド」は, 英国における職場における認知症の人々へ の支援プロセスを,初期,継続,離職の3段 階に分けて雇用者および職場の同僚向けに 解説されたものである.具体的な3段階は, 認知症の初期段階にある職員の支援(フェーズ1),継続的な支援と管理(フェーズ2; しかるべき調整を行う合理的配慮事項を含む),そして離職段階(フェーズ3)で構成 されており,若年性認知症の事例と社会資源 も掲載されている. 2)若年性認知症ネットワーク国際研究会議の開催

英国の若年性認知症支援の取り組みを把 握するために英国若年性認知症協会と英国 若年性認知症の研究者,日本で働く若年性認 知症当事者と担当医療職により,若年性認知 症ネットワーク国際研究会議を平成29年1月 12日(木)に開催し,日英若年性認知症のサ ービス現状と課題に関する合意形成を図っ た. 具体的には, 若年性認知症の発症からト リートメントに至るまでの期間が長すぎる ことによる病気の進行と悪化という問題が 日英で共通して認識され、この問題解決のた めに有効とされる若年性認知症ネットワー ク運営グループの活動と若年性認知症のケ アパスとソーシャルケアを国レベルで取り 組む必要性について合意を得ることができ、 これを踏まえた政策と実践課題について助 言を得ることができた.

続いて,平成29年1月13日(金)に,英 国と日本の若年性認知症ネットワーク国際 シンポジウムを開催した。厚生労働省社会・ 援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支援 専門官香月敬氏による開式宣言の後 ,ネッツ トヨタ仙台株式会社管理本部総務人事グル ープリーダーの丹野智文氏に当事者として 若年性認知症と共に生きることについて日 本の現状と課題を、続いてロンドン大学老年 精神学上級臨床教授でロンドン東北部健康 サービス財団のジャネット・カーター博士に 英国における若年性認知症の社会的ケア,診 断サービス,研究の課題について,そして最 後に,若年性認知症協会全英プログラム開発 部長サラ・プラマー氏に英国における若年性 認知症ネットワーックの現状と課題につい て,それぞれお話を頂いた(各資料参照).

以下に,講演資料をもとにシンポジウム 内容をまとめた(注:先行研究の出典はここ では明記していない.資料参照のこと).

英国の若年性認知症有病率は,30-64歳で10万人に54.0人(42,325人)であるのに対し,日本は51.7人と,やや英国の方が多い.若年性認知症の英語には,young person living with dementia (YPD), working age dementia, young onset dementia (YOD), early onset dementia (EOD) などがあるが,欧州と英国ではYoung Onset Dementiaという用語が幅広く用いられている.日本と同様に,英国でも若年性認知症の誤診や診断の遅れによる不適切な治療,失職,将来の不安を抱えている人は多い.若年性認知症をもつ若い世代の労働力喪失による年間の経済原価は,老年性認知症の約2倍(米国データ)である.

物忘れ外来患者を対象とした11年間の後 方視的研究の結果,8割の人に非認知症状が 認められ,こうした症状と精神症状の出現率 が高いため,誤診を招く実態が浮き彫りとなっている.若年性認知症は,患者数の少なさ, 稀な病因,専門職間での認識不足による無秩 序なケアパスが生まれており,多くの患者が 異なる専門医に複数回紹介されていること も見逃せない.

診断が遅れ,抗認知症治療が適用されず,職業リハビリテーションサービスの受給対象外となる状態が続くことは避けなければならない.研究によると,発症後1年以内に受診できている若年性認知症患者は約6割にとどまる.診断の遅れは,若年性アルツハイマー病の場合が3.3年,若年性前頭側頭型認知症では4.9年であり,若年性認知症の診断までの期間は,全ての原因による認知症とした場合4.4年である.これは老人性認知症

診断2.2年の2倍遅いという現状がある.

こうした現状の中,英国では2009年の認知症ケアの新たな基準が設定され,2012年の3月には認知症への挑戦として,保健医療

の促進, 認知症にやさしい環境づくり,

研究推進の3領域を主軸にした取り組みが始まった.具体的には,67%以上の診断率の維持,早期受診化,認知症研究所の設立等が展開されている.さらに,217名を対象とした2010年の若年性認知症ニーズ調査の結果,保健とソーシャルケアに対する当事者の主な不安には,医療専門職の認識・知識不足,明確なケアパスの欠如,有意義な日中活動,仕事への不安,社交性欠如への不安,情報と助言の不足,精神的苦痛への対処不安などが挙げられた.

その結果,老人性認知症の人たちよりも在宅時間が長くなってしまう傾向もあるため,インフォーマルな地域ぐるみの支援とフォーマルな制度上の支援を最大限活性化すべきであるが,実際のところ,インフォーマル支援の方がフォーマル支援より3倍も多いのも現状である.症状が重度化してからようやくフォーマルな支援制度を受けるのではなく,公的支援の早期介入が望ましい.

若年性認知症の介護をする家族は,仕事に就いていることが多いため,介護者自身の雇用継続支援も大きな課題である.こうした介護者を地方自治体は支援する責任があり,これには,家族教育やレスパイトケアも含まれる.

若年性認知症者を介護しようとする家族 の年齢も比較的若いため、配偶者、兄弟姉妹、 子供の精神的健康の維持も危惧される.若年 性認知症の子供の3割には気分障害がみられ,5割以上が負担レベルの高さのカットオフ値を上回っている.介護者の心の負担は,人間関係上の困難,家庭内問題,雇用・経済的問題と関連しているため,当事者と家族を含めた包括的なケアが必要である.

若年性認知症に対する社会資源として,診断後支援,有意義な日常生活活動(就労含む)への支援,レスパイトケア,長期ケアの整備が不足している.若年性認知症者の権利擁護と本人が必要とするものを満たす政策が不足している背景には,英国が本人ニーズに基づくサービスでなく,「年齢を問わない」サービスへ移行していった現状がある.若年性認知症に対するきめ細かなサービスは,老年性認知症とは異なるはずだが,今なお高齢患者のニーズに主眼を置いたサービスが提供されている.

これを改善するために英国の若年性認知症 ネット ワーク 運 営 グ ループ (Yound Dementia Network Steering Group)では,アセスメント,診断,終末期までの長期ケアにおける「実施基準」となるケアパスを作成 している.

当事者と家族の声に耳を傾けるために, 認知症に対する国民の声明が下記のように 発表されている.

「[私]で始まる文章」: すべてのケアが「私 に関する決定は, 私なしでなりたたない」

- 私は,私に関する決定について選択と コントロールもしくは影響力を有する。
- 私は私と私のニーズに基づいてサービスが組み立てられていることを知っている。

- 私は私らしい暮らしを助けてくれる支援がある。
- 私は私が必要とするものを手に入れる ための知識と方法を知っている.
- ・ 私は私が評価されている,理解されていると感じる,自立的かつ支援的な環境の中で暮らしている.
- 私は家族,コミュニティ,市民生活に 属し,その中の貴重な一員であると感 じる。
- 私は現在の私の生活をよりよくすると ともに、将来の希望をもたらすための研 究が行われていることを知っている.

これらの声明をさらに細分化し,ニーズに応じた支援サービスの一覧表も若年性認知症ネットワーク運営グループによって作成されている(資料参照).この資料には,若年性認知症ケアに関する奨励事項が示されており,政策立案者および医療責任者に向けた推奨事項,推奨事項の詳細,役割ごとの推奨事項が箇条書きにして整理されている.

さらに,若年性認知症の経路とニーズに応じたサービスの内容が5段階に分けて説明されている.5段階とは,かかりつけ医(一般医)との建設的な受診で,正しい診断を受けるまでの時間を短縮する,専門医による

診断への明確かつ協力的なプロセス , 変化 するニーズを満たす専門家支援および情報 , 若年性認知症との共生 , 終末期に向けて , である .このように段階的に示されたものは 実践的有用性が高いと考えらる .

またこの資料の最後には,奨励事項のエビ デンスについても記載されている.しかし, 資料にもある通り、「未だベストプラクティ スには至っていない.若年性認知症に罹患し ている人々とその家族のニーズに関するエ ビデンスの構築は進んだものの,不足部分が すべて解消されたわけではない.現在の英国 における若年性認知症の罹患率 ,サービスや 介入措置の評価、その効果やコストパフォー マンスの把握に関し,大きなギャップが残さ れたままである.そういうわけで,推奨事項 の中には、認知症者から効果があると指摘さ れた内容と専門知識に基づいたものが含ま れている」とされているため,我が国でこれ らを参考とする際には、奨励事項に基づく記 載を科学的エビデンスとして捉えるよりは、 実践と経験に基づいた見解もある程度含ま れているため、一般化の制限について留意す る必要がある.

D. 考察

英国の若年性認知症ネットワーク運営グループによる有意義な活動は,我が国でも同様に展開されているところであるが,まだ一部の地域に限られている.

英国の若年性認知症者を地域で支える専門職のキーワーカーの職種は様々であり,例えば,医師,看護師,保健師,作業療法士,ソーシャルワーカーなどが想定される.

我が国でも同様の若年性認知症コーディネーターはその数を年々増やしているところであるが,就労支援関係の職種が極めて少ないのが現状である.若年性認知症の失職者が8割を超える我が国の現状を鑑みると,雇

用継続の支援を担う職業リハビリテーション専門職の不足は,その教育体制未整備と相まって深刻な問題である.そして,この課題は英国でも同様とされている.

英国における 2010 年の雇用均等法でも, 我が国と同様の合理的配慮の徹底化が始ま った,英国の雇用者差別禁止では,認知症を 有する人々が職場で不利な扱いを受けない こと、働く権利及び認知症を理由として退職 を強請されない権利などが明文化されてい る.また,有給雇用の若年性認知症患者又は 障害もしくは健康状態による労働関連のコ ストに役立つ支援及び資金の提供 , 福利厚 生として、ケアや移動のニーズに対する請求 における初回請求時の年齢が65歳未満の者 に対する個人自立手当(PIP) などの制度は, 若年性認知症者の雇用継続に有用なものと 推測されるが,実際にその制度の有用性に関 するエビデンスが示されているわけではな い.これについては、我が国でも同様であり、 新オレンジプラン実施後の事業政策政評価 研究結果を国内外に示し,若年性認知症・高 次脳機能障害者の社会保障とリハビリテー ションに関するエビデンスに基づいた政策 立案が望まれる.

社会保障費削減を意図した継続雇用の支援は,若年性認知症や高次脳機能障害者に限ったことではない.離職には,障害が重度であるために本当は働き続けたいのに離職を余儀なくされる場合と,本人の労働への精神的苦痛による自主退職という場合がある.残念ながら若年性認知症の離職に至るケースは我が国の場合8割とされているが,離職に至るまでのプロセスとその後の社会保障支援が最大の課題である.

本研究は,若年性認知症と高次脳機能障害

者の社会保障システムを有効に機能させる ための基礎資料を得るために実施された3 年研究の3年目に該当するものである.最終 年度は,我が国における若年性認知症と高次 脳機能障害者の雇用ガイドライン案を策定 することを主目標とした.

E.結論

若年性認知症と高次脳機能障害者の社会保 障のあり方として,以下を提言する.

- 1. いずれの障害も若年で起こりうるため,当事者及家族の財政的な支援を得るための社会保障を確保する.
- 若年性認知症及高次脳機能障害者の 雇用による社会保障費の抑制効果を 検証する.
- 3. 雇用支援としての総合的な職業リハ ビリテーションシステムを見直す.
- 4 . 発症からトリートメントに致るまで の期間を短縮化する .
- 5. 早期アセスメントにより総合的な個別リハビリテーション計画書を策定し共有化する.
- 6. 当事者・家族・地域住民・医学的リハ ビリテーション従事者・特別支援教育 教員・保健福祉サービス従事者・障害 者職業カウンセラー・職場適応援助 者・事業主と職場同僚等による複合的 な連携支援と移行支援システムを見 直す.
- 7. 働くことを希望する当事者の就職前, 就労中,離職後のソーシャルケアと生 涯発達支援を一貫して行う.
- 8. 働く当事者の包括的な支援として, 症状が初期段階にある職員と家族へ

の支援(経済支援と心理的支援を含む), 継続的な支援と管理(合理的配慮・リハビリテーション工学・援助付き雇用支援の合併活用), 離職段階のソフトランディング支援(若年当事者の家族介護支援,セカンドライフ支援,生涯発達支援の合併活用)を提供する.

F.健康危険情報 特になし

G. 研究発表

- 1. 論文発表
- 1)池田絵美,八重田淳:高次脳機能障害者 の医療から就労への移行:量的研究,職 業リハビリテーション,30(1),38-46, 2017
- 2) 小泉香織, 八重田淳: 働く高次脳機能障害者の声: 質的研究, 職業リハビリテーション, 30(1),47-56, 2017
 - 2. 学会発表
- Yaeda, J.(2016).Competencies of Return to Work (RTW) Professionals for Successful Rehabilitation in Japan. Parallel Session A102, Rehabilitation International Conference, "Create a more inclusive world", Edinburgh International Conference Centre, Scotland, 25-27 October, 2016
- 2) Catalano, D., Keegan, J., & Yaeda, J., & Sunami, N.(2016). Individual resilience in the face of health compromising stressors: Evidence from Cross-Cultural Studies. The 31st International Congress of Psychology,

- Yokohama, Japan, July 26-29, 2016
- 3) Yaeda, J., Hashimoto, E., Koizumi, K., & Yamamoto, Y. & Sunami, N.(2016). Lifespan developmental support for individuals with traumatic brain injury in Japan. Pacific Rim International Conference on Disability and Diversity, 30-Minute Topical Presentation, Honolulu, HI: Hawai'i Convention Center, USA, April 26, 2016
- 4) Catalano, D., Keegan, J., & Yaeda, J.(2016). Individual resilience and health: Cross-cultural perspectives. Concurrent session. 2016 National Rehabilitation Educators Spring Conference, Newport Beach, CA, USA, April 20-22, 2016
- 5) Yaeda, J., Hashimoto, E., Koizumi, K., Otsuka, E. & Sunami, N.(2016). Social security with supported employment for workers with acquired brain injury and early onset dementia in Japan. Rehabilitation International Seminar on Return To Work. University of Tsukuba, Tokyo, Japan, April 11, 2016
- 6)橋本絵美,八重田淳(2016). 東京都の医療機関における高次脳機能障害者の就労支援に関する調査報告,日本リハビリテーション連携科学学会第17回大会「共に生きる社会の実現と連携」プログラム・抄録集,p.40,国際医療福祉大学大田原キャンパス,3月19日-20日,2016
- 7) Yaeda, J.(2015). Can you keep your job if you have early onset dementia or traumatic brain injury? Concurrent Session 102: Unimagined Shores: Jobless Futures and Digital Globalization, International

- Association of Rehabilitation Professionals, Annual Conference 2015, Unmask Your Potential: Connect, Grow, Learn – an Opportunity Jambalaya. Astor Crown Plaza, New Orleans, Louisiana, USA, October 23, 2015
- 8) Yaeda, J. (2015). Return to work for early onset dementia and traumatic brain injury in Japan. Rehabilitation International Seminar on return to work. Hong Kong Polytechnic University, Hong Kong, September 22, 2015
- 9) Yaeda J., Sunami, N., Ishiwata, H., Takamura, Y., Sakamoto, Y., Nakamura, S., Hirose, A., Yamada, T., & Yamagiwa, K. (2015). What are the valid outcomes for rehabilitation collaboration? Poster Presentation, Pacific Rim International Conference on Disability and Diversity, Honolulu, HI: Hawai'i Convention Center, USA, May 18 & 19, 2015
- 1 0) Aida, T., Yaeda, J., & Nagashima, M. (2015). Processes which promote vocational rehabilitation among clients with cognitive disorders: A qualitative study on the basis of interviews for professionals engaged in vocational rehabilitation, Poster Presentation, Pacific Rim International Conference on Disability and Diversity, Honolulu, HI: Hawai'i Convention Center, USA, May 18 & 19, 2015
- Nagashima, M., Yaeda, J., & Aida, T.
 (2015). Cognitive strategies and care for higher brain dysfunctions with functional incontinence, Poster Presentation, Pacific

- Rim International Conference on Disability and Diversity, Honolulu, HI: Hawai'i Convention Center, USA, May 18 & 19, 2015
- 1 2) Yaeda, J., Keegan, J., Lewis, T., & Kundu, M. (2015). Global citizenship: learning from international collaborations in rehabilitation education and research. Concurrent session. 2015 National Rehabilitation Educators Spring Conference, April 22-24, Newport Beach, CA, USA, 2015
- Catalano, D., Lee, EJ., Yaeda,
 J.,Bishop, M.,Lin, CP, and Mopfu, E.
 (2015) Psychosocial adaptation research in rehabilitation counseling around the globe.
 Concurrent session. 2015 National Rehabilitation Educators Spring
 Conference, April 22-24, Newport Beach, CA, USA, 2015.
- 14) 大塚栄子,廣瀬綾奈,八重田淳:小 児期に受傷した高次脳機能障害者の就 労準備支援に関する文献研究.日本リハ ビリテーション連携科学学会第16回大 会「連携を科学する~なぜ連携できない のか,どうしたら連携できるのか,技術 的側面からの探求」プログラム・抄録集, p.59,障害者スポーツ文化センター横浜 ラポール,3月14日-15日,2015
- 1 5) Lewis, T., Yaeda, J., Flowers, C., & McLennan, V. (2015). Pan Asian project part II: Identifying educational pedagogy for a global economy. Concurrent session. 2015 National Rehabilitation Educators Spring Conference, Newport Beach, CA, USA, April 22-24, 2015

- 1 6) Yaeda, J. & Saito, Y. (2014). Return to work of stroke patients in Japan:
 Transition from hospital to work.
 International Forum on Disability
 Management Research Network Meeting,
 Melbourne, Australia, November 15, 2014
- 1 7) Lewis, T., Millington, M., Yaeda, J., & Flowers, C.(2014). Concurrent Session IV, The Pan-Asia Project: A Community of Rehabilitation Practice. The 2015 NCRE/RSA/CSAVR National Rehabilitation Education Conference, "Back to the Future: Embracing the Journey", Renaissance Arlington Capital View Hotel, Virginia, USA, November 2-4, 2014
- 18) 四方理人,百瀬 優,山田篤裕 (2015).「障害等により手助けや見守 りを要する人の貧困と生活実態に関す る研究」,社会政策学会第131 回秋季大 会・自由論題・第7『統計分析』,西南 学院大学,福岡県11月1日,2015
- 1 9) Yamada, A. (2015). Filling the Gap in the Long-Term Care Workforce: Two Challenges for Japan, World Economic Forum: International Conference on Cognitive Decline and its Economic Consequences, Keio University, Mita, Tokyo, Oct. 5th, 2015
- H.知的財産権の出願・登録状況
- 特許取得
 なし
- 2. 実用新案登録 なし
- 3. その他 なし

総括研究報告資料

リハビリテーションインターナショナル復職国際セミナー資料

平成 28 年 4 月 11 日 (月) 10:00-15:00

筑波大学文京校舎 121 講義室

就労支援のための評価尺度 (The Work-ability Support Scale: WSS翻訳版)

- Table A1. パートA: 16項目
 Table A2. 採点レベル:パートA
 Table A3. パート B: 背景要因
- 4. Table A4. 採点レベル:パートB

認知症にやさしい職場づくり-雇用者のための実践ガイド-

(Creating a dementia-friendly workplace: A practiceal guide for employers

Alzheimer's Society 2015の翻訳版)

若年性認知症ネットワーク国際研究会議資料

平成 29 年 1 月 13 日 (金) 10:00-15:00

筑波大学文京校舎 121 講義室

(資料はすべて合意を得た上で掲載した)